

あすなろ療育福祉センターの基本方針等

令和7年2月12日

青森県健康医療福祉部
障がい福祉課

1. 検討の方向性①～⑦（第1回部会）の検討状況について

第1回あすなろ部会でまとめた「検討の方向性①～⑦」の検討状況は以下のとおりです。

検討の方向性	対応
①長寿命化調査の結果を踏まえた施設の改修・建替	<ul style="list-style-type: none">来年度以降、障がい児者やその家族等が利用しやすい施設となるよう検討を進めていく。整備方法については、<u>長寿命化改修や建替について検討する。</u>
②整形外科の手術機能の県立中央病院への移転	<ul style="list-style-type: none">センターの手術機能維持にはかなりの経費がかかることを踏まえ、<u>手術機能を県立中央病院へ移転することとして、病院局と協議していく。</u>
③小児科を含めた診療科の内容及び診療日数	<ul style="list-style-type: none">現在の診療科は維持する。小児科については、現在の診療体制を維持するための医師を確保するとともに、今後の診療需要や医療型短期入所等での医療的ケア児受入状況を踏まえて<u>常勤医確保について検討する。</u>その他の診療科の新設については、他の医療機関との連携を前提とし、診療需要の収支予測を踏まえて検討する。
④小児在宅支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none">小児在宅支援センターと連携し、医療的ケア児の診療等に適切に対応する。
⑤歯科の診療日数の増加等	<ul style="list-style-type: none">歯科の診療日数を来年度以降、増やす方向で検討していく。歯科衛生士の<u>人材育成・教育については今年度から実施する。</u>歯科診察室の環境改善について検討する。
⑥障がい福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none">医療型短期入所における受入れできる児童の範囲の拡大や利用定員の増加、<u>短期入所サービスを活用した入浴支援などに来年度から取り組む。</u>
⑦障がい福祉サービスの利用児者数増加のための取組	<ul style="list-style-type: none">利用希望の見学者を積極的に受け入れるとともに、親子体験の改善や相談支援事業所との連携などにより、障がい福祉サービスの利用児者を増やしていく。

2. 今後の方向性に係る基本方針等について

あすなる療育福祉センターの基本方針等については、以下のとおりとする。

1 基本方針

現在の「有床診療所併設福祉型施設」を維持しつつ、検討の方向性①～⑦への対応により、利用者の利便性の向上を図っていく。

外来	整形外科、リハビリテーション科、小児科、歯科、医療型短期入所（今後、児童精神科、耳鼻咽喉科、眼科の新設を検討）
入院・入所	入院病床（15床）、施設入所支援（15名）、福祉型障害児入所施設（6名）
在宅支援サービス	福祉型短期入所、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

（医療型短期入所施設の確保等）

- （1） 県内の医療機関や老人保健施設に対する医療型短期入所事業所の開設支援により、医療的ケア児等の受け皿を確保する。
- （2） 人工呼吸器を装着する等症状が重い医療的ケア児者については、対応可能な医療機関等での確実な受入れが可能となるよう連携を強化する。

2 整備方針案

「長寿命化改修」、「建替」の2案を基本とし、令和7年度に建築費及び維持管理費等について経費シミュレーション比較を行う。